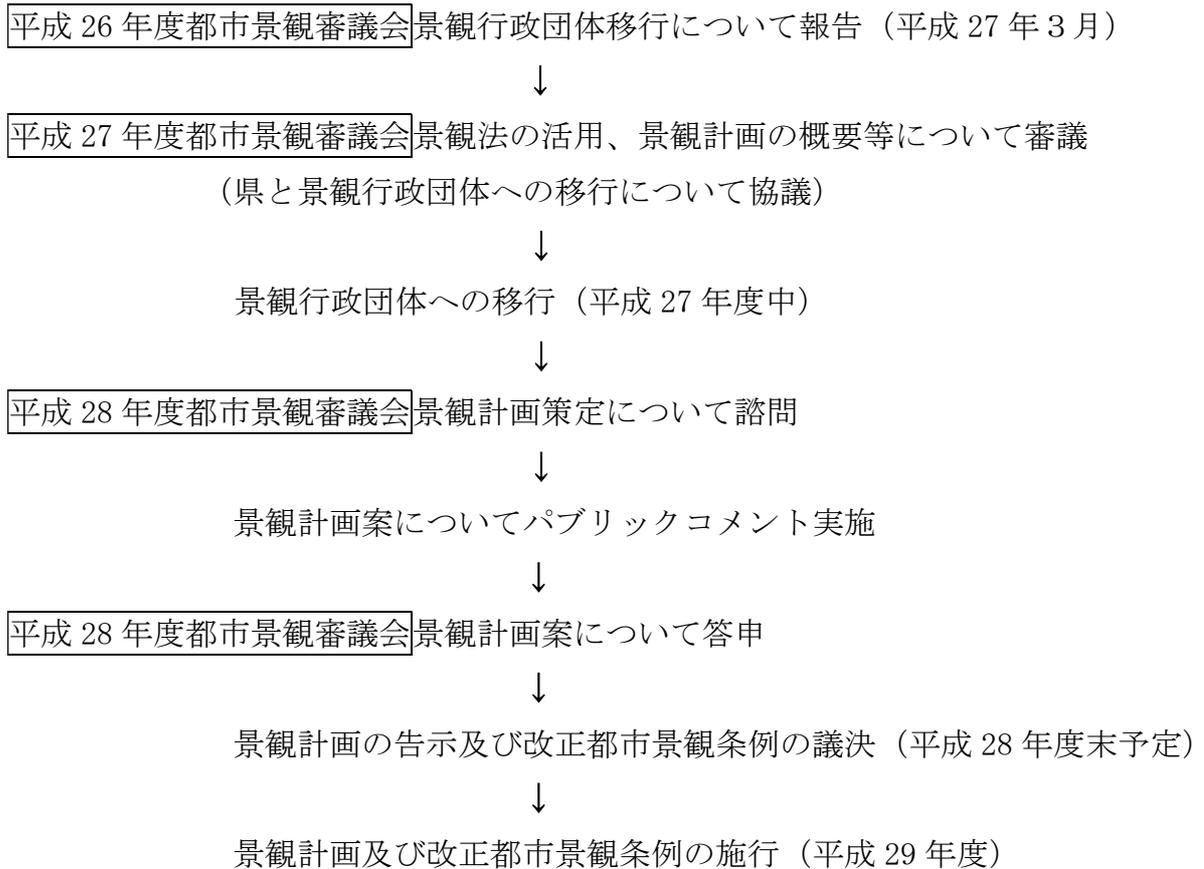


## 景観行政団体移行及び景観計画策定に向けたスケジュール（案）



※平成 27 年度及び平成 28 年度の都市景観審議会については、年間 4 回程度の開催を予定しています。

※景観計画の策定にあたっては、景観法に基づき、都市計画審議会において意見聴取を行います。(平成 28 年度予定)